

地方大学と生涯学習（その2）

著者	神田 嘉延
雑誌名	鹿児島大学生涯学習教育研究センター年報
巻	1
ページ	4-19
別言語のタイトル	Local University and Lifelong Learning (Part 2)
URL	http://hdl.handle.net/10232/19110

地方大学と生涯学習 (その2)

鹿児島大学教育学部 神田嘉延

目次

第1章 地方大学と教養教育

第1節 教養教育の大衆化と科学におけるモラル問題—大学の教養教育の使命—

第2節 学生の卒業後の進路と大学教育

第3節 戦後大学の教養教育施策の推移

第4節 2002年中央教育審議第5会答申「教養教育のあり方について」の再検討

以上『鹿児島大学教育学部紀要教育学編』2003年度掲載

第2章 生涯学習社会時代と大学の役割

第1節 大衆の労働と生活からの科学の創造と大学の生涯学習

第2節 成人を中心とする学習人口の増大と大学の役割

第3節 国立大学の公開講座の実態

第4節 文部科学省の生涯学習施策における大学の位置づけの検討

以上の第2章『鹿児島大学生涯学習教育研究センター年報 第一号』

第2章 生涯学習社会時代と大学の役割

本章では、生涯学習政策における大学の役割について、現実に実施している大学における社会人の受け入れや大学の公開講座の内容を手がかりに文部科学省の生涯学習施策の検討を地方大学の置かれている現状のなかから分析するものである。

本論では、大学を実際的な生活との関連から科学の課題の発見、大学での科学の成果を大衆化し、国民のための大学、地域の民主主義の発展ということから、大学における生涯学習の役割を積極的に展開するものである。また、地方大学の地域密着性から生涯学習時代における大学の役割を明らかにすることを目的としている。

第1節 大衆の労働と生活からの科学の創造と大学の生涯学習

現代の大学の大衆化は、青年学生のための教育機関から積極的に成人教育を含めての生涯学習という視点が求められている。青年学生ばかりではなく、多くの社会階層や世代層の成人が、それぞれの学習要求から大学教育を期待する時代になっている。大学の大衆化は科学の大衆化という側面から科学のあり方、それ自身も大衆の労働や生活の状況から問われるようになっていく。成人の学習は、青年学生の学習の方法と異なって、自分の労働や生活、または人生の経験から学習要求をもつことが特徴である。

さらに、多様化する様々な価値、個人化にともなう共同性の喪失や地域社会の崩壊のなかで、人間的に相互に協力していくという協同の形成の課題は、大きくなっている。地域の民主主義の形成は、地域社会の崩壊過程のなかで、新たな協同の地域社会の課題としてある。

そして、この地域民主主義にとって科学的な諸能力を身につけていく役割は大きい。個々の地域住民が科学的諸能力を身につけて、絶対的な権威主義、迷信から未来や物事に見通しが自由に判断できる力をもっていくことは地域民主主義にとって、不可欠である。科学的な理性的判断だけが人々の行動を規定していくことではないことはいまでもない。個々の信条、価値観、技能・技術、体験、感情、情操、文化など科学の世界だけではわりきれない人間の多彩な能力的側面があり、人間の行為も一律ではみれない。

大学が学術の府として地域民主主義に貢献できることは、消費生活という狭い視野ではなく、労働や文化も含めての総合的な生活主義の基での総合的な教養による科学の創造と成果の大衆化である。

社会学者のカール・マンハイムは、「自由・権力・民主的計画」という著作のなかで民主主義の形成にとって、教育の社会的役割を積極的に論じている。分業と社会的諸機能の分化が進むと二者択一的に、命令と服従の権威主義的型式と協同をとおしての行為を発達・指導する型式と、集団を統制する2つの型式が存在するとする。

マンハイムは命令と服従と協同の方法を次のように論じ

る。「命令と服従の方法は多くの場合に高い能率を達成するが、しかしたいていの場合に、関係する人間に損傷を与える。協同の方は、創造的な原理をあらわす。この共同統制の方法は、社会的技術の分野における最も重要な発明の一つである。共同目的を責任分担の事態のもとで実現するという考え方において、共同統制の方法は、古くあったものかもしれないけれども、すべての人間を一人の命令に盲目的に服従させる方法に比べて、一大進歩をとげた方法を現している」¹。命令と服従の権威主義的方法は、効率的である。そして、人々に損傷をあたえるが、協同的方法は、創造的な原理をもつものとする。権威主義的方法に対して、協同的方法を積極的に評価する。合意と集団の責任分担制としての民主主義を重要視するマンハイムであるが、投票という制度は、民主主義の技術ということからであり、統制を共有するという制度の武器には決してならないことを警告している。世論操作、政党、圧力団体によって、支配され、コミュニティの機能こそ統制と共有することがないが、コミュニティが崩壊した大衆社会において、統制の共有をどのように作りだしていくかという課題が成功していないとする。

「投票という民主的技術は、合意と単純な集団の責任分担制にとってかわろうとした。投票制度はもともと賛否を現す原初的形式に起源するものだが、後に頭数を数えるものとなり、そして最後には各種の代議制の図式にまで至った。この投票制度は、19世紀には特殊な技能を発達させた。しかし、投票と現在の選挙制度民主主義制の基本的武器として見る人々は、民主主義の手続きが世論操作と政党組織と圧力団体など多くの仕方ですこなわれている事実を見落としている。その上、かれらは、統制を共有することが、単に投票の領域においてだけではなく、コミュニティのすべての機能とすべての領域において不可欠であることを見のがしている。われわれはまだ、大衆社会の諸要求にふさわしい統制の共有方法を見出すことに成功していない」²。

民主主義的技術の方法は、最も強力な方法としての教育を利用していき、公的な説得として形式的教育機構が動員されいくとする。

「現代社会では、成人教育も含めて、形式的教育の機構は、人間精神を形成するための最も強力な組織の一つである。公的説得の組織も力を得てきている。以前には聖職者しか充足しなかった諸機能が、今日では、教育者、行政官、政治的宣伝家、ジャーナリストおよび公報関係職員によって含有

されている」³。

学校教育ばかりではなく、成人教育も公的な説得機関として機能していくとマンハイムはみている。形式的な制度の教育は、動機づけによって、内的な意志をもって意欲的に公的説得を受容していく。この動機づけは、社会やコミュニティによってつくられていく側面がある。マンハイムはコミュニティの価値が最も個人を動機づけることを強調しているのである。

「われわれのいう動機づけとは、人間の欲望と社会的追求に影響を及ぼす可能性のことである。動機づけは教育において重要な役割を果たす。…どの社会にも常に動機づけられたり動機づけたりする人間がいるのである。単純な文化においては、動機づけは全体的に浸透し拡散されている。コミュニティの価値が個人を動機づけるのである。かれらが行為に乗り込む前に、社会は既にかれののために、価値ある目的と望ましからざる目的とを限定しているのである。かくて、かれの選択は限定している。社会が柔軟になればなるほど、外部から無意識のうちに価値や動機づけが誘発される頻度は、それだけ低くなる」⁴。

現代の学校は、家庭、職場、コミュニティの教育的機能の喪失によって、その代わりに機能をもたせられているとマンハイムは考える。学校としての教育機関は純学問的な機能ではなく、家庭、職場、コミュニティなどが担ってきた教育的機能を求められているのである。

「現代の学校は、他の社会制度に無視された機能を譲り受けなければ受けるほど、昔もっていた純学問的な性格を失わざるをえなくなるであろう。学校は、家族、作業所およびコミュニティがその教育的機能を投げ捨てるにつれて、より家庭のように、より作業場のように、よりコミュニティのように、ならなければならないであろう」⁵。

家庭、職場、コミュニティの教育機能が喪失していくなかで、現代の学校は、生涯学習的機能を強くもたされていくとマンハイムはみる。このことは、現代の民主主義の形成にとって、学校の教育活動のもつ意味が内容的に重くなっている。

「学校は、生涯にわたって知性的な方向づけを与えるための踏み石として奉仕すべきであるから、生活の全位相を民主的経験という側面から解釈することが、民主的な計画社会における学校の特殊な機能となるであろう。これと全体主義者の宣伝とを混同すべきではない。というのは、全体主

¹ カール・マンハイム、池田秀男訳『自由・権力・民主的計画』未来社 1971年日本語翻訳発行、46頁

² 前掲書、47頁

³ 前掲書、99頁

⁴ 前掲書、113頁-114頁

⁵ 前掲書、415頁

義社会では、生活の種々の面は、無限の反復によって正説をたたき込む口実としてしか役立たないからである」。⁶

学校教育の内容や方法が公的機関の説得、公的機関の権威主義を個々の人々に内発的に定着させていくために利用されていくか、大衆の生活や労働からの協同と責任分担制を共有し、民主主義を内実化していくために、知識と技術、情報を共有化していくか大きな節目にたたかれている。個々の労働の分業化や価値の多様化の社会状況が進め進むほど、統合された総合的な共有が求められている。生涯学習と民主主義の定着化として、大学の果たす役割は、この知識や技術、情報の共有化を地域の知的財産の総合的機能として、社会的に開かれ、社会から吸収していく知的財産の蓄積と創造化があるのである。

「成人教育は、大学が学識を要する専門職のために遂行するのと同じ統合的機能を、日常生活のために遂行しなければならないであろう。成人教育は、もはや労働者およびホワイトカラーのための高等教育に代わる一種の代用品ではない。そうではなく、成人教育は、全市民が新しい社会の変化しつつある要求に知的に適應することを援助するものである」。⁷

マンハイムは、成人教育の場としての大学の役割を特別に強調していく問題意識に協同と責任分担制を共有していく民主主義の実質化があるとする。

「成人教育は、教育的基礎作業の最も重要な礎石の一つと見られなければならない。この教育的基礎作業の中で、知識の統合を試みなければならないのである。何故なら、民主主義的大衆社会は、あらゆる階層から指導者を補充する必要があるからである。民主主義はもはや、知識が何であるかを知ることが、学者階級に独占させるわけにはいなくなっている。現代の根本的ジレンマと人間の窮状は、あらゆるレベルの教育の手のとどく範囲に入ってくるべきである」。⁸

マンハイムにとって、教育的作業の最も重要な礎石は、知識を統合し、協同と責任分担制を共有していく民主主義のための成人教育の役割であったのである。そして、民主主義のための成人教育を大切にしていくなかで、実際の生活や労働の事実を重視する大学改革の必要性を積極的に生涯学習の視点から提起する。

大学改革の必要性として「すべての者に、自然と社会における人間の位置について健全な観念を形成可能にする事実的知識をもって、補足する必要がある。この関連で、当代社

会の問題、特に民主主義の挑戦とそれに関連する教育的問題を論究すべきである。コア・カリキュラムを全学生のために確立してしまうと、研究と職業の準備も、その適切な場所を見出すことができる」。⁹

シカゴ大学創立百年を記念して、1992年にヤーロフ・ペリカンは『大学とは何か』という著書を著し、大学の未来にとって、生涯学習に対する責任の重要性を次のように論じている。

「大学の未来について予見できることのなかでも、現在進行中のことから判断して、もっとも確実と思われることは、もはや大学をただ若者の教育機関としてのみ定義することはできないということ、大学は中心的な教育の使命の一部として、ますます、生涯学習に対して大きな責任を引き受けざるをえなくなるということ。もし、この予想が世界中のほとんどの国での中するとすれば、この生涯にわたる絆を大学がどのように育もうとするのか、大学の未来一知的にも教育的にも、また、そここで言えば、経済的あるいは管理運営的にも密接に関連してくる」。¹⁰

大学は若者の教育機関だけではなく、生涯学習という視野から成人教育に積極的に貢献していくことが、大学の未来の筋道であることをヤーロスラフ・ペリカン氏はシカゴ大学100周年記念誌で書いている。

大学の教育的な面ばかりではなく、知的な面、経済的、管理的な面からも大学は生涯にわたる絆をもつ必要性を強調している。大学のあり方を青年学生という視点だけではなく、生涯学習ということから大学の機能を総合的に見直す時期にきていることである。ここで大切なことは、生涯学習という視点から、大学のもっている知的な側面を機能的に青年学生と成人を分離するのではなく、融合的に大学の教育と研究活動、社会的貢献をみていくことである。生涯学習という視点は、従前の青年学生教育や研究のあり方も問われていることを意味しているのであり、単に、成人教育を大学の機能のなかに、付加したということではないことを強調しなければならない。

岩手大学農学部部長を勤めた石川武男氏は、農民に国立大学農学部を解放する必要があるということをも「農民と大学」という小論のなかで次のようにのべている。「単に大学の教師が、村や町の講習に出向いて講義することで、解放となるであろうか。大学が毎年行なう公開講座等で、解放の社会的要請を果たしたといえるだろうか。……農民にたい

⁶ 前掲書、417頁

⁷ 前掲書、422頁

⁸ 前掲書、427頁

⁹ 前掲書、429頁

¹⁰ ヤーロスラフ・ペリカン、田口孝夫訳『大学とは何か』法政大学出版局1996年発行、268頁-269

して、大学教育を受ける権利の保証を行なうことなのである。入学し、在学する保証である。講義が卒業条件の単位となる保証である。これらの講義を農耕のひまひまにおいても取得できる大学のしくみ改革のことである。¹¹

ここでも、従前の青年学生の教育や研究についての国立大学の新たなあり方を問うているのである。生涯学習という視野からの大学の解放ということが大学の教師が地域に出張して講座をやることでもなく、大学の公開講座をやるものではなく、青年学生の教育や大学の研究内容のあり方を根本的に問題にしているのである。

大学も農学部教育のあり方として現役農民を大学の教壇にたたせて学生に講義することの重要性を次のように指摘している。

「現役農民で大学の先生を兼ねることは、農学部教育と研究を考えるうえで、当然とすべき大学のあり方だと考えてきた。事実、これらの農民は、大学の教壇に立っても、貫禄とともに迫力がある。農業の実践的経験を、大学生に語って尽きない。慣れない手つきで白ぼくを握り、トツトツとして農業と農民の生きるすべてを語っている。……さらに日々、学者から教わる科学や技術にたいして、批判の目を養うことは、大学教育本来の姿だと思っているからだ。実践農民のいのちをかけた、営農技術のきしみから多くのものを学び、学問や研究から導かれる農業科学との距りの渦の中に、学生を投げ込んで自己拷問を遂げさせることは、農学部としてユニークでもなんでもない。青年の教育にとって、まことに当然である」。¹²

知的探求の協同の場として地域住民の自治と大学の自治の協同による成人教育活動の意義を伊藤彰男氏は次のように強調する。「大学自治の内実である知的探求の自由は、本質的に年齢や性別、階級、国籍によって制限されるものではなく、地域住民に保障されなければならない。根拠とすべきは、地域住民の知的探求の自由により、獲得された民衆知と住民自治に裏付けられた大学の自治である。……知的探求の協同の場＝拠点を地域住民の自治を基礎とする大学と地域社会との結合の促進を大学の使命とする。このように規定する概念によって、高等成人教育活動との連携や地域の諸団体・産業あるいは行政との自律的な協同関係を創造する筋道が明確なものとなろう。大学教育の開放＝「開かれた大学」を大学の余儀的傍流的位置づけから本来的使命に依拠する本流との位置づけへと発想を転換することが、大学改革の際に正面に据えられなければならないとの認識から

である」。¹³

青年学生たちは、農民から講義を受けることによって、日々の大学の教員から教えられる農学の科学のあり方を批判的にみつめることができ、農学の大学教育の本来の姿がみいだされていくと石川武男氏はみる。未来の食糧生産や農村社会を創造していく青年学生たちは、農学の研究と実践的農民との距離の大きさに気がついていくのである。農学という農業生産や農村生活との関係の応用的学問において、その研究が問われていくのだといえる。大学の知的探求は地域住民の知的探求の協同の仕事によって、大衆の暮らしや労働に根ざした大衆のための科学の発展が可能になり、学問の専門的分業化からの生活や労働からの総合的な生活文化としての学問になっていくのである。

農村を広範にかかえる地方大学にとって大切なことは、次世代の地域の社会を造って人材を養成していくという未来志向的な側面があることを忘れてはならない。とくに、農村をかかえる地方は、過疎化、交通問題、医療・福祉問題、開発問題、農林漁業問題など多くの地域課題をかかえている。この地域問題は、地域によって条件が異なり、極めて地域性をもっているため、その克服の道筋も一律ではない。切実に克服していかねばならない研究の課題は、様々にあるのである。地域の生産や暮らしのなかから研究の課題を発見していくという応用的な学問分野の方法によって、地方の大学の果たす役割は大きいのである。

地域課題の克服の道は、地域住民自身が自立的な諸能力の形成が不可欠であり、地域住民の自立的な課題解決能力の形成のための生涯学習的な保障が求められている。地域住民の自立的発展は、多様化する生活構造と価値観のなかで、コミュニティの衰退がみられなかでの協同とコミュニティの再創造が求められている。これは、地域民主主義が基本であり、権威主義的な命令や服従による動員主義を意味しているのではない。個々の自立的判断による協同性からのコミュニティの再構築である。

地方の地域課題は、環境問題、水問題、防災問題、食糧問題などにみられるとおり、人類的課題をもっていることを見落としてはならない。地方大学が地域密着性をもっていることは、地域住民や地域課題との関係をもっていることはいうまでもないが、それらが、人類的普遍性をもつ課題へと発展的にとらえていくことが大学のもっている役割である。

大学は総合的なフィールドサイエンスの視点からの教

¹¹ 石川武男『農を求めろ』家の光協会、1997年発行、247頁-248頁

¹² 前掲書 254頁-255頁

¹³ 伊藤彰男「大学成人教育に関する理論的諸問題」日本社会教育学会編『高等教育と生涯学習』東洋館出版 1998年、64頁

育・研究が求められているのである。地方大学は、フィールドサイエンスの教育・研究を実施していくうえで、有利な条件にあるといわざるをえない。

地方大学において、地域と密着性をもっていくことは、地域で暮らす成人のもっている諸能力を大学が吸収していくことの重要性を見逃してはならない。ここには、従前の大学教育における授業形態や授業を実施していく教員の資格なども検討していく課題がある。具体的には、それぞれの分野で高度な専門能力をもって地域で実践的に活躍している人材を特別に非常勤で任用していく特任教授、特任助教授の設置などの制度の検討などがあげられる。

地方大学での成人教育ということは、大学が地域住民とともに共に学び、教養主義的な知識を基盤にしての総合的な視点からの地域課題の科学的研究を共に、それぞれの社会的機能の役割から担っていくことである。分業化された専門主義の科学を共に学ぶことを意味していないし、それを行えば地域住民は大学から離れていくのである。地域社会に深くかかわっている成人から青年学生が仕事の発見、職業の意味づけなど、実際の職業などの体験をとおして学ぶことは数多くある。

成人教育に対する教養や専門知識を学ぶ機会が与えられることによって、大学が社会との接点をもって、地域の創造性と地域の未来を示していくことが多々ある。青年学生と成人が共に同じ場で学ぶ意味は大きい。地域的課題、社会的課題、人類的な課題など人びとが持続可能な豊かな生活を送れるように、課題探求能力、課題解決能力としての科学的能力の形成の援助が大学に求められているのである。

青年に対する教育が成人と共に学ぶことによって、より実際的な生活や職業との関係を身近にさせていくのである。生涯学習社会時代では、大学において、青年達が、職業に従事する成人、人生経験の豊かな成人と共に同席して、それぞれの役割をもちながら共に学び合っていく場が可能になっている。

大学教育は、青年学生の独占物ではない。高度に分業化・専門化され、バーチャル化の進んでいる現代社会のなかで、青年学生だけが学ぶ場では、実際の社会との接点がもちにくいのである。生涯学習社会時代では、多くの成人が大学で学ぶということが普遍的になっていくことによって、青年学生の学びを実際の社会とのなかで考えさせていく教育の場になっていくのである。

成人の学びは、実際的な生活や労働をとおしていく方法が、強く求められる。そこでは、人生の体験のなかにある喜びや悲しみを含み、人間のもっている感性を発達させて情

操へと高めたいという期待をもっている。そして、豊かな感性を文化として共有していくためには、芸術的教養や芸術的技術の向上の取得によって、自由なる自己表現が可能になるのである。

大学の文化的、学術の府としての総合化の側面は、芸術的側面と結合した教養の総合化があることを見落としてはならない。人間の生きる喜びは文化的豊かさをもつことによって、自由なる自己表現が可能になっていく。大学の総合性は、芸術的な教養と技術の側面を含んでいるのであり、成人教育としても、それらの能力の形成が求められているのである。

第2節 成人を中心とする学習人口の増大と大学の役割

日本人の学習人口は、成人の様々な学びの参加によって大きく数が増大している。平成13年度の文部科学省白書の整理によれば、日本人の学習人口は、教育委員会・公民館・青少年教育施設等の社会教育行政関連機関の実施する講座に参加する学習人口が、1705万人(30年前939万人)である。知事部局・市町村長部局が開設する学級・講演の受講者は、1097万人で、30年前は統計が整備されていないほど一般行政が実施する講座は少なく、生涯学習の政策からも位置づいていなかったのである。生涯学習社会時代のなかで教育委員会以外の一般行政部局の実施している市民向けの講座は大幅に増大していることは明らかである。

社会教育施設の利用状況は、平成10年度の延べ利用数の調べによると、公民館の利用者(類似施設も含む延べ人数)は、2億2180万人(30前8539万人)。博物館の利用者(類似施設も含む延べ人数)2億8065万人(30前9366万人)。図書館の利用者1億3138人(30前2321万人)。青少年教育施設2009万人(30前1042万人)。社会教育施設の利用状況も大幅に増大していることが統計的にも確認できよう。

教育委員会、公民館、知事・市町村部局の学習内容は、2000年度の実施状況について、文部科学省調査によれば、それぞれの実施主体とも教養の向上が最も高く、教育委員会37.2%、公民館58.8%、知事・市町村部局34.6%となっている。とくに、公民館では、教養向上が高く、そのなかでも趣味けいこごとが208310講座のうち、130960講座であり、約3分の2を占めていることがわかる。公民館は職業知識・技術の向上は5.7%、体育・レクレーション14.4%、家庭教育・家庭生活10.1%、市民意識・社会連帯5.9%となっている。公民館の社会的機能の現状は、余暇の生活時間における文化的潤いの趣味やおけいこごとの役割をもっている。

職業知識・技術の向上で、教育委員会23.1%、知事・市町村長部局13.4%である。公民館に比して、教育委員会や知事部局・市町村部局の方が相対的に職業知識・技術の向上に力を入れているのである。家庭教育・家庭生活は、教育委員会16.4%、知事・市町村長部局24.1と、公民館に対して、知事・市町村部局の家庭教育・家庭生活の講座の力のいれようが目立っている。行政的な環境問題、ゴミ問題、保険医療問題、福祉問題、地域おこしの問題に対する学習課題の内容がみえてこない状況である。

大学公開講座の受講生は、75万人、30年前19万人ということで、大学における公開講座も大幅な増大である。大学における公開講座の分析については、次節で詳しく展開するが、社会人に開かれた大学としての取り組みが各大学で行われて始めているのである。大学で学ぶ学生は、247万人であり、30年前134万人と比較すると大学生の数も倍近くに増大している。大学院は、21万人で、30年前の4万人と比較すると5倍近くの増大になる。

大学生以下の学校教育で学ぶ生徒や児童の数は、少子化の影響のもとに、学校に行く子どもが減少しているのである。専修学校・各種学校97万人（30年前各種学校135万人）、全日制高校生405万人（30年前386万人）、定時制・通信制高校生29万人（30年前53万人）、中学生410万人（30年前472万人）、小学生737万人（30年前949万人）。

大学における社会人の受け入れについて、平成13年度の文部科学白書では、夜間・昼夜開講制の大学・大学院に学ぶ学生数は、大学115,299人、大学院2,064人となっている。通信制大学に学ぶ学生は、219,711人であり、このうち、放送大学が81,258人である。放送大学によって、通信制大学で学ぶ学生の大幅な増大がある。30前の通信制教育の学生は、10万人である。科目履修制度は大学の正規の授業科目のうち必要な科目のみを受講して、単位を取得するというパートタイムの学生で、平成11年度には、大学13,770人、大学院1,925人である。

日本の学習人口の実態について、小学校から大学までの学校体系や社会教育での学習の参加状況については、統計的に把握されているが、職業訓練教育、企業内教育、労働組合での自己の労働を深める研修会などの統計的な実態は明らかにされていない。

しかし、生涯学習という視点からみるならば、学校と地域の社会教育と同時に、勤労の場における職業技術教育は第3の領域として大きな位置を占めているのである。

平成13年度の厚生労働白書では、教育訓練給付制度を利用した労働者の数を28万5千人、約2万になっている。労働者

が自発的に行う能力開発の支援をきめ細かく実施するためのキャリア・コンサルティングを実施している。

公共職業訓練では離職者約52万人、在職者約51万人、学卒者約3万人計約106万人に対して訓練を実施している。ITによる能力習得の研修では、2001年度に約202万人が参加している。職業能力の技能検定試験には、約18万人が受験し、約10万人が合格している。職業訓練は、広範な労働者の参加によって実施されているのである。

実際の勤労の場における職業技術教育は、これらの数十倍以上の学習の参加がみられているのである。大学という側面からみるならば、勤労の場における職業技術教育はリカレント教育やリフレッシュ教育などと呼ばれる領域において、今後の大学の生涯学習施策として大きな位置を占めていくのである。

日本の大学教育は青年学生を中心にしてきた。日本では、歴史的、学校教育の体系に成人教育の体系が含まれてこなかったのである。成人教育は、職場や地域のなかで実施されてきた。青年達は、職場や地域のなかで、実際的な職業技術教育を身につけてきたのである。日本の終身雇用制度は、企業内での職業教育、職業的専門性を向上していく研修を保障してきた。

労働組合においても自治体労働者、教職員組合、農協の教育研究集会など職場、地域ブロック、県、全国と展開している。終身雇用制度の崩壊や著しい科学技術の変化によるリストラにより、職場で安定的に実際的に役にたつ職業技術教育を受ける機会の幅が狭まっていくのである。ここに、伝統的な企業内教育に変わる新たな実際的な職業技術教育の社会的な要請の基盤があるのである。

第3節 国立大学の公開講座の実態

開かれた大学としての大学改革のなかで公開講座が各大学で盛んに実施されるようになってきている。国立大学においても生涯学習の教育研究分野の機関が設立されて、公開講座が大学として促進されている。

2003年度の国立大学等の公開講座の実施申請は、文部科学省によれば、158機関（うち大学95校、短大2校、高等専門学校55校、共同利用機関6）となっている。開設講座数は、2231である。1998年には1178講座の開設申請であり、それと比較すると、倍近くの講座開設申請である。

講座の内容は、それぞれの分野で全般的に増大しているが、とくに、増大している分野は、専門・職業的分野であり、289講座から499講座であり、全体に占める比率も1998年の

24.5%から2003年には全体の28.9%になっている。専門・職業分野でも、特に増大しているのは教育分野であり、157の講座開設申請から306の講座開設申請の増大である。2003年度では、専門・職業分野の61.4%が教育分野になっている。第2位が情報処理42講座、第3位工業技術36講座、第4位医療42講座等となっている。

現代的課題に関する講座は2003年484講座であるが、生命・健康111講座、情報の活用73講座、環境・資源エネルギー68講座、科学技術44講座、地域づくり32講座、国際関係28講座などとなっている。

一般教養は362講座で、文学講座36講座、歴史37講座、社会科学33講座、自然148講座、その他148講座である。語学の講座は86講座で、会話が42講座となっている。趣味は179講座である。スポーツは、118講座である。

以上のように、国立大学全体としての公開講座の分野は、専門・職業、現代的課題、一般教養が大きな位置を占めているのである。しかし、大学によって、それぞれの特徴があり、公開講座の開設の状況からもそれぞれの大学開放のあり方がみえてくるのである。講座の形態は、講義主体が63.4%であり、演習16%、実技14%、体育実技6.6%となっている。

専門職業分野で教育関係が大きな比重を占めていることは、国立大学と県教育委員会・県教育研究センターなどとの連携活動の進行が大きくあげられる。

県が実施してきた教員免許取得のための認定講習を大学の公開講座の形態で実施する大学が増えている。室蘭工業大学では、工業の高校教諭一種免許資格のために、環境デザイン、情報伝送特論、システムダイナミクス、エネルギー変換化学論、宇宙環境利用工学特論、結晶物性学の6講座を開いている。

岩手大学の教員免許のための認定講習は、教育方法特論、理科教育学特論、障害児教育学特論、社会教育特論、発達臨床学特論、教育史特論、認知心理学特論、障害児発達心理学特論、保健体育科教育学特論、英語科教育学特論、数学総合教育論、国語科教育学特論、音楽表現特別演習、教育コミュニケーション工学特論、保育専門講座の15講座を実施している。岩手大学は、少年少女のためのスポーツ教室を開いていることも特徴である。小学生、中学生や高校生を対象にしたスポーツ体験が8講座組まれている。サッカー、バレーボール、バスケット、野球などのスポーツのコーチが2講座。

大学の公開講座として免許法の認定講習の実施している国立大学は、北海道教育大学7講座、筑波大学8講座、宇都宮大学14講座、岐阜大学15講座、新潟大学5講座、愛知教育大学

11講座、三重大学19講座、香川大学6講座、九州工業大学12講座、秋田大学3講座、和歌山大学3講座である。免許法の認定講習は、各県の教育委員会の主催に、各県の国立大学が講師や施設提供に協力して実施することが一般的に行われてきたが、国立大学の公開講座として教員免許法の認定講習が活発に展開されてきたことは近年の特徴である。

免許法の認定講習とは別に、教員を対象にした公開講座も各国立大学で数多く実施されている。北海道教育大学は、国語科の授業研究、ことばと異文化コミュニケーション、軽度発達障害の理解とその支援の3講座。弘前大学が教師のための邦楽、教師のための環境リテラシー、教材開発を通しての数学的活動、運動指導の方法とその実践、教師のための地球環境史。

宮城教育大学は現職教員(一般市民を含む)を対象にして14の教育講座を実施している。食農教育のすすめ方、和楽器による基礎と応用、日本の民俗舞踏をおどりましょう、アジアの音楽を楽しもう、化学の実験室、数学再発見など。筑波大学では障害教育関係者の教員を中心としての21講座。

東京学芸大学20講座(一般市民も含む。)その内容としては、教師のためのパソコン入門、成績処理、ホームページ作成、データベース、理科を専門としてこなかった先生の理科セミナー、幼児のこころと体、など幼稚園から義務教育の教師を中心としての教育実践上の基礎的な技術を中心としてくまれている。

大阪教育大学の教師向けの公開講座は、実践小学校向けの英語教育法、教員のためのパソコン教室、国語で遊ぶなどの5つの講座がくまれている。福岡教育大学は、現代社会における教育の目的、人権と教育、学校心理、目標に準拠した評価の進め方、家庭で環境保全グリーン・コンシューマー、技術科教師の教材・題材開発演習、算数・数学の教材開発など実践的な教育理論の公開講座などが教師・学校関係者向けとして、15講座がくまれている。

さらに、小学生、中学生、高校生を対象にしての公開講座を各国立大学は実施している。この公開講座は、子どもだけを対象とするものと、親子教室と実施するものと2つの形態をもっている。

子どもを対象にした公開講座の内容では、北海道大学が小学校・中学校を対象にしての自然体験型地域公開講座、森のたんけん隊2004年冬、小学校海浜体験、中学校職場体験学習、高校理科海浜学習などである。

新潟大学の小中学生スキー教室、見てさわって工学技術、大阪教育大学の音楽実技の7講座、電子工作を楽しもう。島根大学の子ども硬式テニス教室(2講座)、子どもの水泳教室

(2講座)、岡山大学のちびっこ体操教室、小学生テニス教室、竹を用いた音楽作り。大分大学の泳げない子どもの水泳教室4講座。

高校生を対象にした公開講座として、小樽商大が高校生のための通常授業体験講座、高校生のための模擬授業講座、高校生と社会人のための経済学講座。弘前大学・秋田大学の高校生徒向けの公開講座。秋田大学の場合、県立秋田高校生徒を対象に、12時間、22.5時間、45時間と年間とおしての公開講座を3つ実施している。新潟大学の高校生・受験生対象にしての人文学部体験講座、英語学ってなんだ、自己表現がうまくなる一小論文なんてこわくない。徳島大学の年間をとおしての高校生を対象にした公開講座が4つ開設されている。

教員関係を除く、各専門職業専門分野の内容は、情報処理42講座、工業技術36講座、医療42講座等となっているが、各国立大学の専門職業分野の公開講座は、次のとおりである。

主として工業技術者・研究者を対象にした公開講座として、東北大学10講座を実施している。講座の内容も極限表面制御半導体プロセス工学、極限知能デバイスシステム工学などの高度な専門分野で、30時間を集中している設定している。九州大学では、医療苦情・事故対応のための実践講座として医療関係者対象で60時間、医療コーディネーター養成講座―患者主体の医療・福祉の実践―、医療福祉関係者対象で12時間、どこえむかう薬学研究、薬剤師対象11.7時間。

鹿児島大学では、医療従事者対象のリハビリテーションからケアまで(2講座) 歯科医療関係者を対象とする歯性感染症の最新治療法、医療・福祉従事者対象の高齢者の介護。理学療法士・作業療法士のための統計的処理。琉球大学では、がん患者医療に関わる医療従事者を対象としたがん患者を癒す緩和ケア。

東北大学の行政官・研究管理者・研究者対象の実践技術政策特論、新IT戦略を主導する地域経済活性化概論。群馬大学では、医療関係従事者を対象とする生活習慣病の予防と管理、遺伝子解析とTDMに基づく薬物治療の個別化、国際看護協力、医療倫理入門、新薬の薬物メカニズムと適正使用法などの7講座。群馬大学では保健・医療関係の一般市民対象の講座が5つ設定されており、医療関係者の専門講座と市民向けの医療の教養講座が平行されているのが特徴である。

市民を対象にした公開講座を積極的に展開している徳島大学の事例は、女性コーラス、エンジョイウオーキング、社交ダンス、ホームページ作成、エクセル初級講座、はじめてのデジタル写真、はじめてのパソコン、ドイツ語初級、生きた英語、テニスをはじめよう、中国語をはなそう、みんなで

走ろう、生活・健康・環境をインターネットで調べよう、楽しみながら学ぶ書道、染色技法、朗読をたのしむなどにみるように、コーラスや社交ダンス、語学、パソコンなどの講座が多くなっている。社会・文化の講座は10を開設している。科学・技術は1つの講座。情報17講座。健康・スポーツ分野14講座。芸術分野5講座。語学・海外分野7講座。

学内で実施する講演やシンポジウムを公開講座として実施している大学として九州大学があるが、1時間30分のものが14講座ある。

大学の公開講座で青年学生を対象にした大学の一般講義を開放しているものがある。大学のそれぞれの講義を社会人が受講できる制度として、科目履修制があるが、これは、単位が必要となるものであるが、公開講座は単位を必要としないが、講義だけを聴くという制度である。授業料は公開講座と同じ、安い値段で可能ということである。

これらは、すべての講義ではなく講義担当教官の裁量で公開し、講義のすべてを開放しているものと、ある特定の講義の時間のみを公開講座として開放しているものと2つの形態がある。公開講座として青年学生のための大学の講義を開放している大学の事例は次に示すとおりである。国立大学で公開講座の実施に一般講義の公開講座での開放は大きな役割を果たしている。

福島大学の公開講座は、すべて9時間以下であり、市民一般を対象としたものである。独自に公開講座として企画して、多くの市民を募集するものと、大学の講義を公開して、公開講座にするものと2つの形態がある。前者は、15講座であり、市町村の教育委員会との連携による工夫などがされている。

また、サテライト会場の群山、会津若松、いわき市をテレビ会議システムによって公開講座を実施している。後者は、54講座である。さらに、福島大学は、全学的に教官が各市町村に出かけていく出前講座のしくみをつくっている。それぞれの教官の可能な講座・文化講演の題目をホームページにだして、講師派遣の申し込みを大学の地域連携推進室が受けている。

滋賀大学は、正規の学生の授業を公開講座として市民に公開する講義は、全学共通教養科目から専門科目まで、39講座である。熊本大学は公開講座として、市民に正規の大学授業を59科目開放している。大分大学は、52講座を実施している。

以上に、みてきたように、国立大学の公開講座の実態として大学としての多様性があることをみてきた。教育委員会や公民館の講座や一般行政の行う講座・講演会、さらに、民間の行うカルチャーセンターの講座などとの内容的な重なりもあり、受講生をめぐってそれぞれの学習機関との競争

的な関係もみられる。

個人としての学習文化要求の側面ばかりではなく、新しい国民的な貧困化、社会的病理現象、科学技術なことも含めての持続可能な地域社会確立の環境問題などを克服していくための地域民主主義と協同性のための国民の学習要求の高度化からの学習の組織化も大切である。生活・労働や地域づくりからのからの学習要求を基本に据えながら、地域の学術の府としての大学の社会的役割をあらためて見直しが求められている。大学の公開講座、講演会、シンポジウムと、教育委員会、公民館、一般行政の学習活動との棲み分けが重要であり、大学のもっている学術の府としての教育と研究の機能を大いに生かしての公開講座のあり方が必要になっているのではないか。

開かれた大学として、市民の高度な学習要求に応えていくため、一つの形態としてはじまった大学の公開講座であるが、大学の社会的なサービス機能がひとり歩きして、その側面だけが独自の機能として強調されるならば、大学が本来もっている学術の府としての教育と研究からの大学の社会的サービスから大きく乖離していくことになる。

学術の府の機能は、社会的サービスをもっていることを否定するものではない。大学の教育や研究の方法として、とくに、応用や臨床の分野では地域の暮らしや地域の産業と深くかかわっている分野があることを見落としてはならない。大学が社会や地域と遊離して独自に教育や研究が展開されていることは大学の学術の府としてのいびつな発展であり、公開講座などをとおして大学が社会的サービスのなかで、教育と研究の課題意識を見直していく契機にもなるのである。

開かれた大学としての社会的サービスの機能は、公開講座ばかりではないことはいうまでもない。国立大学の実施する公開講座は、企画が前年度での次年度計画のなかで申請をしなければならなかった。それも大学の事務が十分に確立しているところが少なく、多くが教官の事務負担として、重くのしかかっている。

個々の教官にとって、日常の教育と研究、さらに大学の管理運営の仕事に加えての公開講座の仕事ということから、事務量が個々の教官に重なっているのが実態である。公開講座を大学の組織として位置づけていくうえで、事務の体制が重要であるが、事務的な処理が体系的に組織されていないのが現実であり、献身的な善意の教官によって公開講座が支えられているのが多くの大学の状況ではないか。

大学の公開講座の制度ではなく、地域の科学博物館等の協力による大学の科学の成果を青少年の科学教室に利用し

ていく講座やもの作り科学教室、医師会と大学の協力による健康・医療講座、県教育委員会主催の免許法の認定講習に実質的に大学との連携で大学施設で実施している講座など公開講座の制度以外でも大学が市民やそれぞれの専門職業にたいする講座を実施しているのである。

また、大学のプロジェクト研究の成果公開や個々の研究室や研究グループが社会に対して自由に関係をもって、シンポジウム、講演会、講座などを実施している実態があることを重視しなければならない。したがって、公開講座の実施状況の分析は、それぞれの大学の社会的サービスの貢献の一面にしかすぎないことをことわっておかねばならない。

第4節 生涯学習施策における大学の位置づけ

(1) 生涯学習審議会答申における大学の位置について

生涯学習審議会は、1996年4月に、「地域における生涯学習機会の充実方策について」を答申した。ここでは、社会に開かれた高等教育機関として、大学の生涯学習機関としての役割を積極的に明らかにした。大学の 社会人の受入れの促進策として、(1)教育内容の多様化と履修形態の弾力化、(2)公開講座の拡充、(3)学内の組織体制の整備、(4)社会人学生への支援の充実を答申した。そして、大学の 地域社会への貢献として、(1)施設開放の促進、(2)社会からの支援を提言したのである。

この審議会答申では、社会に開かれた高等教育機関の役割として、社会人の受け入れを積極的に次のようにのべているのである。「これからは自分自身の生きがいのために教養を身に付けたり、職業生活に必要な新しい知識や技術を身に付けたりするために、いったん社会に出た後でもまた勉強し直したいと考える人が増えてくるからである。……高等教育機関がこのような新しい学習ニーズにこたえて社会に開かれた存在に生まれ変わるためには、まず社会人の受け入れを促進する必要がある。若い年齢層の学生だけでなく、広範な年齢層にまたがる社会人を積極的に学生として受け入れることである。意欲と能力さえあれば、だれでもいつでも容易に高等教育を受けられるようにする必要がある」。

大学の教育的機能が青年学生だけではなく、社会人も学べる場として大学の積極的な受け入れ体制をのべているのである。この提言では、教養や職業生活における新しい社会の学習ニーズを大学が受け入れることをあげている。

個々の職業人にとって、専門化と分業化された、単に職場における新しい技術革新による適応的な職業能力の研修という意味ばかりではなく、教養的なことも含む幅の広い社会人教育を大学に求めているのである。社会人の受け入れについて、職業的な適応能力はもちろんのこと、幅の広い職業的な教養を大学に求めていくことは大切なことであるが、しかし、その教育体制が大学側に整備されているかということも考慮していかねばならない。付加的に大学人に社会人教育をおしつけるだけでは、問題が解決しないのは明らかである。事務の専門的な組織体制をはじめ、社会人を受け入れるうえでの教官の教育と研究の整備など大学自身が自己改革できる条件整備をしなければ、内面的に社会人を受け入れていく提言になっていかない。

大学設置基準の大綱化によって、教養教育がおろそかにされていった現状のなかで、社会人受け入れにおける教養教育を位置づけていくことは、社会的に生きていくうえで教養の必要性を問うことで意味のあることである。社会人に積極的に教養教育を開放していくことは、青年学生にも教養教育の刺激を与え、講義を担当していく大学教員自身の教養教育の内容的検討の自己改革をせまるのである。

大学の社会人受け入れは、いやおうなしに社会人の学習ニーズ、社会人の人生体験、労働体験をベースにして、教育が行われていく。このことは、社会的体験のない従前の青年学生教育の内容や方法に大きな影響を与えていく。

社会人受け入れは、従前の青年学生教育との関係がどのようなになっていくかという大学教育の内容と方法の検討が求められている。大学におけるカリキュラムの構成が、社会人の受け入れによって、伝統的な大学の授業形態やカリキュラム構成から、科学の大衆化、大衆の労働や生活からの科学、学問の構築というように、従前の大学教育制度から実際の労働や生活との関係からの教育へと編成せざるをえない契機をもっていくのである。大学の社会人受け入れは、大きな大学改革のひとつであり、大学人の余業的な仕事ではなく、責任部署としての体制の確立が不可欠なのである。

この重要な保障が提言のなかからはない。大学の体制的整備なくしての社会人受け入れは、無責任な教育に拍車をかけるばかりであり、社会人受け入れの教育を積極的に考える善意な個々の教員の負担増大になり、大学評価として社会人受け入れが機械的に導入されていけば、官僚的におしつけられ、大学の教育が一層にいびつなも

のようになっていく。

Eハミルトンは、成人が学校教育に参加することによって、従前の学校教育の内容が大きく変わっていくことを次のように指摘する。

「成人といえば、従来はその多くが親の立場で学校と接触をもっていた。しかし、今日では、少子化とともに家族単位が小さくなってきたこと、そして、公立学校における成人教育が拡大したことによって、親に相当する年齢の人々が学生として学校に在籍することが多くなってきた。にもかかわらず、彼らは「社会生活に対する準備」のカリキュラムを受けさせられるわけである。このような経験が、成人を対象とする学校教育に摩擦と困惑を引き起こしている。…学校で教わった技術と、仕事の場の間には、大きな隔りがある。この問題は、高度情報化の進展によって、ますます複雑化している。学校で学んだ技術は、卒業後に使うことがなければ簡単に失われてしまう。現実の社会や仕事の場で用いる情報は、ますます電子系の新しいメディアにとって代わられている。こうしたことが一因となって、若者の成人ですら機能的非識字に陥るのである。…教育の内容と方法を(供給側が)一方的に決めつけるフォーマル教育のやり方が、疑問視されはじめたといえる。社会変革を促進する拠り所は、ノンフォーマルな分野にこそみいだすことができる。逆に、フォーマルな学校は社会を変えず、むしろ既存社会の価値体系を維持させ、守り通そうとするのである」¹⁴

生涯学習審議会の答申においても大学への社会人の受け入れの促進によって、教育内容の多様化と履修形態の弾力化を次のようにあげている。

「これまで大学等が受け入れてきた学生は、主として高等学校などを卒業して直ちに進学してくる者であった。これらの学生は同年齢層の比較的均等な学力を持つ若者である。一方、社会人は広範な年齢層にわたり、社会生活・職業生活の面でも全く異なる背景を持ち、学習に対する問題意識も極めて多様である。また、多くの場合、職業や社会生活と学業との両立も図らなければならない。大学等における社会人の円滑な受け入れを促進していくためには、こうした特性を持つ社会人の学習ニーズに適切にこたえられるよう、教育内容、履修の方法について新たな改善策を検討することが望まれる」。

社会人の大学での学習の特徴は、職業や社会生活と学業を両立していこうとする志向をもっているというのが

¹⁴ Eハミルトン、田中雅文・笹井宏益・廣瀬隆人訳『成人教育は社会を変える』玉川出版、29頁-30頁

大学審議会の答申の認識である。比較的均等な学力をもつ青年学生に対する教育とは大きく異なるのである。効率的な学力到達度につつ大学教育観から実際の労働と生活との関係で、多様な問題意識と学力に基づく相互に学び合う大学教育観への転換を意味している。

ここには、少人数教育における個別の問題関心、実験・実習、フィールド教育による大学教育の重要性を問題提起しているのである。大学教育を受けるうえでの必要な基礎的な学力とは何かということが問われている。青年学生を対象とした大学教育をうける基礎的な学力の条件と社会人が大学教育を受ける学力の条件は同じようにみるのか、異なった条件としてみるのか。大学の入試における社会人の特別選抜ということは、学力の基準を異ならせてみる見方である。

個々の授業科目の内容的な到達目標は、一定の基準に基づいて行われていくが、個々の受講学生への指導助言は多様性をもって個別に行われていくものであるのか。講義形式の授業の場合、大人数と小規模人数とは、その方法も異なる。大規模な人数では、一斉的に同一の方法で講義をせざるをえない。演習形式、調査・観察、実験などの授業と講義とも異なる。大人数の講義ではなく、少人数の講義形式は、個別に多様性をもって学生の指導も可能であり、社会人を積極的に受け入れていくことよっての多様な授業の形態は、それを可能とする少人数教育のためのカリキュラムや条件整備が求められているのである。

青年学生と異なる大学の社会人特別選抜の推進も大切になっているが、生涯学習審議会の答申は、その問題について次のように新たな入試の方法を提言している。

「社会人の入学に当たっては、小論文や面接などを中心にした社会人特別選抜が多くの大学・大学院で行われるようになってきている。また、大学院によっては、小論文や面接などのほか研究計画の審査等によって選抜する例も見られる。さらに、初めから主として社会人を対象とした教育課程を組むところも出てきている。これらにより社会人の大学・大学院への入学が促進されてきている。社会人学生は、社会的に様々な経験を積んでおり、勉学への意欲も強いことなどから、一般の学生に好ましい影響を与え、大学・大学院の活性化にも資するものと期待される。今後とも、社会人特別選抜や社会人を主たる対象とする研究科や専攻、専修コースの設置などの一層の推進が望まれる」。

青年学生についての社会体験を促進していくために、

積極的な休学制度の活用を次のようにあげている。「学生の修業については、継続的・集中的に勉学を行うことが教育上適切であるとの考え方から、一定の修業年限が定められ、卒業するためには一定年限以上在学することが必要であるとされている。

しかし、各大学等の教育理念・目的あるいは専攻分野によっては、学生が学業の途中に一定期間就業することやボランティアなどの社会活動に参加することは、教育上の効果を高め、また、本人の人間形成や人生設計にとっても有意義な場合もあり、勉学に対する新たな意欲を喚起する点でも評価できる場合がある。「寄り道」又は「道草を食うこと」の効用である。このため、各大学等において休学制度の積極的な活用が考えられてよい。この場合、企業等には、学生の就職の際にこうした社会体験も評価するように配慮を求めたい」。

このように、青年学生にたいしても一定の学業期間を定めての集中的に勉学のみで生活することだけではなく、学業の途中で休学して社会的体験ももつ教育的意義をのべている。さらに、大学等における社会人の受入れが円滑に進むためには、学生本人の十分な意欲や能力、及び大学等での必要な受入れ措置だけでは十分ではない。社会における特別な配慮や支援が必要であることを生涯学習審議会は強調している。

「職業を持つ社会人の場合、通学時間や学校外での学習時間の確保に困難な場合が多い。職場での理解を得ることも必要になる。経済的な負担も決して少なくない。こうしたことへの支援は、企業等にとっても従業員の職務能力の向上という点で有益であり、積極的に行われることが望まれる。大学等への社会人の入学が促進されるためには、学習の成果が、企業あるいは社会一般において適正に評価されるようになることが基本的に必要である。このことよって、社会人の学習意欲が一層高まり、学習の質や成果に対する期待も増大する。企業等においては、大学等での学習の成果が適切に評価されるように検討を行うことが望まれる。企業においては、大学等での生涯学習を支援するため、有給教育訓練休暇の実施、フレックスタイム制といった弾力的な労働時間制度の実施、あるいは勤務時間の割り振りなどでの配慮、さらには受講料についての経済的な援助などの推進が求められる。国としても、大学等における社会人教育の意義について企業等に対して啓発を進めるとともに、社会人学生を含めて学生が安心して学業に専念できるよう奨学金を拡充することが必要である。また、勤労者が自己の職業能力の向上のため

めに教育訓練機関において学習を行う場合、個人に対して行われる助成事業の拡充も望まれる。さらに、民間においても教育ローン制度の拡充について検討が望まれる。また、育英奨学財団等の民間の教育支援団体にあっても、社会人の教育に対する助成・支援の実施が期待される」。

以上のように、具体的な社会人学生への社会における特別な支援体制が必要であることをのべているのである。社会人の大学教育の受け入れてとして、青年学生の講義とは別に、社会人のための独自の公開講座がある。生涯学習審議会は、1996年4月に、「地域における生涯学習機会の充実方策について」の答申において、大学の公開講座の拡充施策を次のようにあげている。

「従来から、大学等では盛んに公開講座が行われてきている。現在、ほとんどの大学で実施され、年間の受講者数も大学と短期大学とを合わせて約77万人に及んでいる。地域住民の学習ニーズがますます高度化・専門化していることから、大学等には、一層、そこでなければ提供できない内容・水準の学習機会提供が強く求められる。ややもすると提供する学習内容が住民のニーズと遊離しがちとの声もあり、公開講座を内容面・運営面で見直し、充実していくことが必要になっている。また、成人向けのものばかりでなく、青少年に対して最新の研究成果などを分かりやすく学習できる講座を設けることも期待される」。

生涯学習審議会の答申では、地域住民の学習ニーズの高度化や専門化によって、大学でなければ提供できない内容の水準を大学の公開講座に求めているのである。住民の学習ニーズからの遊離にならないように、講座の内容と方法の改善も求められている。生涯学習審議会の答申は、職業技術の新たな高度な内容と新しいメディアの活用の重要性を次のようにのべている。

「講座内容・方法の改善に当たって考慮すべき点としては、職業技術の習得などの新たなニーズに即応すること、より高度で専門的な内容を備えること、新しいメディア等の活用によって広域の受講を可能にすること、社会教育施設等での学習と連携・接続できるようにすることなどが挙げられる。また、聴講形式のものばかりでなく、演習・実験を取り入れた参加型のものをとの要望もある。こうした点に配慮しつつ公開講座を一層充実することが望まれる。

なお、実施に当たっては、地方公共団体や民間団体等との連携・協力を推進し、地域社会のニーズに的確に即応するようにすることも大切である。また、地域の教育委員会や生涯学習センター、社会教育・文化・スポーツ施設を通

じて積極的に広報し、地域住民が参加しやすくなるように努める必要がある」。

社会的な認知として、公開講座を受講することによって、大学の単位の認定が可能となることも次のように指摘している。「大学の中には授業科目の一部を公開講座としても位置付け、正規の学生以外の受講者は科目等履修生として登録することにより、それらの者の単位取得を可能にしているところがある。こうした措置は、科目等履修生としての費用が必要になるものの、講座受講への意欲を高め、より多くの人々が高等教育に接する契機となるものであり、多くの大学での取組が期待される」。

生涯学習審議会は、1999年6月に「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について」を答申した。ここでは、新しい社会の創造ということで、生涯学習の成果を積極的に活用するために、1. 個人のキャリア開発に生かす、2. ボランティア活動に生かす、3. 地域社会の発展に生かすという提言である。大学に期待する生涯学習施策は、個人のキャリア開発を生かすというなかで積極的な位置づけがされている。ここにおいても産業構造の変化による職業技術教育の重要性を次のように指摘している。

「産業構造の変化等を背景に、新規学卒者の一括採用、年功序列、終身雇用といった従来の企業等における日本型雇用形態が変化しつつあることなどにより、学歴の持つ意味合いが大幅に減少し、個人の学習成果としての知識や技術、能力が問われるようになってきている。どこで学んだかということ以上に、何を学び何ができるのかということが決定的に問われるようになってきている。

勤労者にも、職務の円滑な遂行と将来のキャリア・アップを目的に、自己啓発の意欲は一層高くなってきている。人生80年時代を迎え、生涯にわたり自己の職業生活を設計し、どう送っていくかについて、将来のキャリア展望を踏まえて、自分自身で職業生活に関しての生涯設計計画を立てたいとする人も多くなってきている。

職業といっても、企業など組織の中で雇用されて働くことのほかに、自ら事業を起こして働くことへの意欲も高まってきているし、それを支援する社会的なシステムもでき始めている」。

職業技術教育の課題を生涯学習との関係で積極的に位置づけた意義は大きいだが、日本的雇用形態としての終身雇用制度の解体により、当面における経済採算性の効率主的な労働力市場編成に対応させる生涯教育訓練的な発想であれば、勤労者の労働意欲を基にした職業能力発達

のための生涯学習としての職業技術教育にならない。

職業技術教育が勤労者の労働の安定ということだけでなく、労働という生きる権利と学習権を結合した生産意欲、労働をとおしての生き甲斐に結びついたものにならないし、人間的に自立して諸能力を発達させていくキャリア教育になっていかない。職業技術教育が単に効率主義的な技術習得ということでの検定試験的なものではなく、職業のための資格として社会的な責任をもつての職業技術教育の取得が求められているのである。職業技術教育と職業の資格制度が密接に結びついていくことが大切である。

(2) 大学審議会における大学における生涯学習の位置づけ

大学審議会は、「21世紀の大学像と今後の改革方策について一競争的環境の中で個性が輝く大学―」の答申をだした。新たな大学のあり方を提言したのである。このなかで、大学における生涯学習の役割を次のような指摘である。

「従来の終身雇用の形態が大きく変化し、企業内教育の外部委託化や企業間の労働力の流動化が進行していく。同時に、産業構造の大きな変化により、高等教育を必要とする新しい職業も増加し、従来高等教育が対象としてこなかった新しい分野の人材の養成も求められるようになっていく。

また、社会の高度化、複雑化が進展するため、多くの職業分野において高度な知的能力や専門性を必要とする業務が一層増加していくことに対応して、高度の専門的知識・能力を身に付けた高等教育修了者への人材需要が高まっていく。個人の職業能力等の向上を支援する高等教育の再学習機能の強化が求められるようになっていく。これに伴い、社会人が必要に応じて高等教育機関において学習を行い、その成果をもって更に活躍するという、高等教育機関と産業界等との往復型社会へ大きく転換していくと考えられる」。

生涯学習審議会の答申と同様に、大学審議会は、修身雇用の変化による企業内教育の外部委託の進行と産業構造の大きな変化のなかで、高等教育機関における高度の専門性をもつた職業技術教育の新たな要求が高まっていくとしている。社会人が必要に応じて、高等教育機関で再学習できるように大学に求めているのである。

産業構造の大きな変化や労働過程における飛躍的な技

術革新が進むなかで、社会人の高度な職業技術教育訓練は必要になっていることはいうまでもない。その機能が果たして大学のなかで整備されているのかというと、現状では、それぞれの分野の専門の基礎的科学技術を身につける職業技術教育は可能である。

しかし、高度化した技術体系のなかで、大学自身に、その施設が設備されていないなかで、現実的な高度な職業技術教育訓練は困難である。企業のもっている施設設備や技術力に比べて、大学は極めて貧弱であることを直視しなければならない。高度な職業技術教育訓練を実施する場合に、その最先端の施設設備と機械を保有している企業などが最も実践的に効率性をもって、職業技術教育訓練ができるのではないか。大学として、自立的に、独自性をもって、現実の労働過程に対応した高度な職業技術教育訓練は、難しいのが現状である。

さらに、大学審議会の答申は、大学における生涯学習の役割として、次のようにのべる。

「高齢化の進展や、国民一人一人が物質的豊かさから次第にゆとりや心の豊かさなど多様な価値や自己実現を求めるようになってきていることなどを背景として、今後一層生涯学習の需要は高まり、高等教育機関は、幅広い年齢層の人々の知的探求心にこたえて必要なときにいつでも学習できる、より開かれた場となることが求められていく」。

高齢化の進展や国民の心の豊かさを求めることが一層に増大することが、大学における生涯学習の需要の高まりであるとしている。このことはいうまでもないことであり、幅広い層で多様な側面からの高度な学習を地域住民は求めているのである。地方の総合大学としての生涯学習の役割が一層大切になっていくのであり、大学の総合性の充実が生涯学習としても求められていることを重視しなければならないのである。

大学審議会は、社会人が大学で学べるように独自の講座やコース、学習方法や機会の充実を求める。

「生涯学習需要の高まりに対応し、単に社会人も学べる大学ではなく、社会人の再学習を目的とした講座、大学院のコースの開設なども重要である。生涯学習の中核的機関としての役割を担う放送大学においては、衛星通信による全国放送が実現したところであり、国民の生涯学習機会の拡大のため更なる発展が期待される。

さらに、マルチメディアをはじめとする情報通信技術の活用は高等教育の充実新たな可能性を開くものであり、各大学において積極的かつ効果的に活用できるよう

に制度面での取扱いを一層柔軟・弾力的にしていかなければならない。外国では情報通信ネットワーク上でのみ授業が展開される、いわゆる「バーチャル・ユニバーシティ」といった新しい形態も現れはじめており、我が国においても今後その制度的な面も含めた検討が必要になると考えられる」。

大学としての社会人の受け入れのための条件整備や制度の改革が重要なことであるが、それが、青年学生の教育と遊離して、別の世界の教育として大学のなかで実施しているのであれば、社会人教育のもつ役割を大学教育全体の改革のなかでとらえていくことにならない。社会人と青年学生が共に共通の場で学ぶ人間発達の役割、キャリア教育的役割を見逃してしまう。

2000年11月の大学審議会の答申は、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」を答申している。生涯学習ニーズへの対応、大学における学習環境の充実として次のように強調する。

「各大学においては、社会人が最新かつ高度の知識・技術を習得するために必要な教育を受けやすくするため、企業や社会の要請を十分考慮しつつ、インターネット等の情報通信技術を活用して、社会人が利用しやすい教育提供の形態を整備する必要がある。また、社会人に対して提供される学習機会の積極的な活用を促進するため、教育プログラムの内容を分かりやすく示すなど適切な情報提供に努めたり、社会人が必要とする教育プログラムを的確に選択できるよう社会人の履修相談に応ずる専門的なスタッフを設けたりするなど、社会人の学習支援体制を整える必要がある。

あわせて、社会人の大学教育へのアクセスを拡大するため、社会人特別選抜の実施、科目等履修生制度の活用、夜間大学院の設置をより一層推進するとともに、放送大学の整備充実や同大学院の創設に向けた準備を進めていくことが必要である。

なお、現在、通信制の大学院については、修士課程のみ開設が認められているが、社会人が利用しやすい高度な教育提供の形態を整備する観点から、今後、博士課程の開設について検討することが必要である」。

社会人に対して独自の教育プログラムを情報収集し、履修が具体的に選択できるような情報提供の方法を強く求めているのである。社会人の学習支援体制を大学内で整備していく必要性を提言しているのである。また、社会人が容易になるような特別選抜や科目履修制度などの積極的な導入を強調している。

これらの提言は大学内での生涯学習の組織体制を充実していかなば困難であるが、その保障がないのが現実である。いかにして、組織的な条件整備と施設、事務体制、大学における社会人教育の研究体制、予算など具体的な問題を未整備のまま、多くの大学が課題をかかえている。

社会人の大学への積極的に受け入れてとして、パートタイム学生の受入れを提言していることも大学審議会の特徴である。

「今後、我が国の大学が生涯学習機関として社会人の受入れを積極的に推進するに当たり、正規の学生としてパートタイム学生を受け入れられるようにすることには、大きな意義があると考えられる。

パートタイム学生の受入れを具体的に推進するに当たっては、フルタイム学生の学修の在り方を明確にした上で、大学に在学することが可能な期間や、一年間あるいは一学期中に履修し修得することが可能な単位数の設定など、パートタイム学生の学修の在り方を検討することが必要である。また、パートタイム学生に提供する教育の質を確保するとともに、学生の学修上の便宜に配慮する観点から、収容定員、授業料等の在り方などについて、検討する必要がある」。

パートタイム学生の受け入れは、社会人の大学教育を保障していくうえで大きな役割を果たしていくことはいうまでもない。このパートタイム学生の受け入れにあたっては、フルタイムの学生の学修のあり方を明確にしていく必要性をあげている。

ここでは、パートタイム学生を受け入れることによるフルタイムの学生の教育的な効果という側面からの検討が重要である。パートタイムの学生がフルタイムの学生の従属的な存在としてあるのではなく、対等に学ぶ権利をもっていることを見落としてはならない。そして、フルタイムの学生とパートタイムの学生が相互に学び合う状況を作り出していくことが求められているのではないか。この意味でパートタイム学生の受け入れを社会人の体験としての重みをもたせていく必要から積極的に大学教育への成人への受け入れがあるのである。

(3) 2002年中央教育審議会の大学における社会人受け入れの推進方策

中央教育審議会は、2002年2月に「大学等における社会人受入れの推進方策」の答申をした。大学における生涯学習施策の積極的な推進の時代的な社会的要請の認識につ

いて、中央教育審議会は次のように指摘する。

「科学技術が急速に進歩するとともに、産業構造の変化、職業の多様化が顕著になってきている。個人が豊かで充実した人生を送るためには、このような状況に的確に対応して、職業においても、生活においても、高度で先端的な知識や能力を適時適切に修得することが必要となってきている。また、近年、長期雇用を中心とする雇用環境の変化や、企業内教育の減少等を背景として、個人が自ら積極的に学習を行い、高度で多様な職業能力を身に付けることにより、生涯にわたるキャリア形成を積極的に展開していくことが求められている。社会全体にとっても、その活力を維持向上させていくためには、時代の変化や困難な状況に柔軟に対応し、新しい時代を切り開いていくことができる、最新の知識に裏打ちされた、課題探求能力、問題解決能力に富む有為な人材が求められている。さらに、高齢社会を迎えた我が国において、個人が自己啓発を図り、より一層心豊かで潤いのある人生を実現することを目指して、人々の多様な生涯学習需要は増大する傾向にある。

以上のような状況を踏まえ、我が国の大学等は、社会に一層開かれた機関として、産学連携の推進をはじめ、社会経済の活性化や地域コミュニティの形成に積極的に貢献していくことが求められてきており、それらに資する開かれた教育の在り方が必要となっている」。

従前の生涯学習審議会の答申、大学審議会の答申における大学における生涯学習の役割の考え方を踏襲し、現代社会の背景のなかで、その位置づけをしている。ところで、現代社会は、職業上でも生活上でも高度な先端的な知識や技術が適時に習得していかなば雇用における十分な待遇も難しくなっており、快適な文化的生活を享受できる条件が狭まっている。

日新月异の科学技術の著しい進歩は、常に学習を社会的に要求し、その条件をもたない人々が機能的な非識字者に陥られていくのである。社会的な人間的能力の発揮は、青年期での学歴による能力形成の比重が、先端的な知識や技術が著しく進歩するなかで比重が低下していくのである。学習の権利は、労働する権利や人間的に豊かに暮らしていく生存の権利とも、より強く結びついてきているのが現代的な特徴である。

このような状況のなかで、学術の府としての大学の役割が大きな社会的な生涯学習の役割をになっているのであるが、大学人をはじめとして個々の教育者がその社会的な先端知識や技術の変化に対応しているのかどうかと

いう問いが重要である。現代社会において、先端的な知識や技術をつくりだしている企業の研究機関と大学との関係、NGOやNPOなどの民間の社会的活動などで新たに生み出されている理論など、学術の府としての大学の社会的機能が問われているのである。この問題を前提にしての大学における生涯学習の積極的な役割を問わなければならないのである。

学術の府としての大学がすべての分野において最先端の科学や技術、社会的理論、思想の形成があるとは限らないのである。

社会人の大学教育の受けいれについての中央教育審議会の答申の具体的な方策は、個人の状況に応じて柔軟な制度の改革が必要として次のようにのべる。

「職業等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行い学位等を取得できる新たな仕組みを、各大学等が各々の判断で導入できることとすることが必要である。その際、学生個人の事情に応じて柔軟な履修を可能とする観点から、できる限り弾力的な仕組みとすることが適切である。

…人々の多様な学習需要に対応し、高等教育機関における学習機会をできるだけ拡大する観点から、各機関の特性を踏まえつつ、それぞれの機関の判断により長期履修学生を柔軟に受け入れることができることとすべきである。…大学院における高度専門職業人養成の目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を推進し、その機能を一層強化する観点から、大学院修士課程におけるこれまでの高度専門職業人養成を更に進め、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院の設置を促進する」。

以上のように長期履修学生の柔軟に受け入れる制度の創設や大学院における特定の高度専門職業養成に従事する実践的な大学院教育という具体的な方策を中央教育審議会は提言する。高度専門職業人養成の大学院が職業資格制度として確立している場合では、実践的な高度専門職業人養成としての専門大学院として意味をもっていくが、それが、能力検定や研修制度という枠内では、高度専門職業人育成という機能をもちえない。職業資格制度と結びつきの高度専門職業人養成の大学院の創設の問題が絡んでいることを見落としてはならない。

まとめ

本章では、生涯学習社会時代における大学の役割を論じてきた。高度な科学技術の発達によって、労働や生活の過程において、新たな学習をしていかねば十分に人間的な豊かな生活が難しくなっている。現実の科学技術の高度化、新たな社会制度、新たな生活様式、多様な価値観による人間関係能力、異文化社会への対応、マスコミ・メディアの発達による新たな理性的判断能力、大衆化社会における民主主義の形成など、新たに機能的な識字の課題が常に起きていくのである。生涯にわたって学習をしていかねば非識字者に落ち込んでいくのが現代である。人間的に生きていくうえで、生涯の学習権が保障されてこそ、文化的な生存権が内実化するのである。この意味で大学が理性的な砦として、学術の府の役割と同時に、生涯学習機関として社会人に常に開かれた場であることが大切である。

とくに、大衆化社会状況、マスコミの発達によるメディア独占とメディア民主主義の課題はきわめて重要性をもっている。大学の大衆化をもメディア民主主義の一翼として常に一般大衆に理性と先端の科学技術の社会的意味を発信し、多くの国民の暮らしや労働のなかからの大学の役割が求められているのである。それは放送大学というマスコミの手段が一人歩きしたものでなく、メディアを手段としては重要な役割をもつが、本来の大学機能のベースのうえに放送がのっているものでなければならない。

本章では、生涯学習施策の検討を地方大学の置かれている現状のなかから分析した。生涯学習政策のなかで大学の社会人受け入れ促進政策は、変化する社会の生活と労働のなかで、新たな機能的識字の課題が生涯につきつけられていくのかで、大いに評価されることである。

しかし、大学における条件整の問題や既存の大学の体制に新たな機能として付加しているにすぎない側面があった。平成15年度に文部科学省に申請した国立大学の公開講座の内容を手がかりに、現実の大学における生涯学習的機能の実態を探ったのである。

本論では、大学を実際的な生活との関連から科学の課題の発見、大学での科学の成果を大衆化し、国民のための大学、地域の民主主義の発展ということから、大衆の暮らしと労働のなかから科学の課題発見、大衆と共に科学の創造という新たな大学の役割を提起した。この意味からも大学における生涯学習の役割を積極的に展開した。

とくに、地方大学の地域密着性から生涯学習社会におけ

る大学の役割を明らかにした。大学の大衆化は科学の大衆化という側面から科学のあり方、それ自身も大衆の労働や生活の状況から、本論では積極的に生涯学習社会における大学の役割の問題提起を行ったのである。